

国保からのお知らせ

高額療養費制度が一部改正されます。

平成27年1月から70歳未満の方の自己負担限度額が変わります！

所得区分を細分化することによって、それぞれの所得に応じた負担になるように限度額が変更される予定です。新たな所得区分および限度額は下表をご覧ください。

■自己負担限度額（月額）

平成27年1月からの所得区分		3回目まで	4回目以降 ^{※2}
上位所得者	総所得金額等 ^{※1} が901万円を超える	252,600円+	医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%
	総所得金額等が600万円を超え901万円以下	167,400円+	医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%
一般	総所得金額等が210万円を超え600万円以下	80,100円+	医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%
	総所得金額等が210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	57,600円	
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

※1 「総所得金額等」とは、国保の保険料の算定の基礎となる基礎控除後の所得金額です

※2 過去12か月以内に、同じ世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

◆制度改正に伴い、現在お持ちの限度額適用認定証の有効期限が平成26年12月末日までとなっています。新しい認定証（有効期限は平成27年7月末日まで）は平成27年1月5日から申請を受け付けますので、必要な方は健康保険証と印鑑をご持参のうえ、手続きをお願いします。

○お問い合わせ 健康福祉課 ☎72-1229 国保年金係まで

○平成27年1月5日からの手続きは各総合支所でも受け付けます

障がい者福祉だより

○今月号から4月号にかけて、障がい福祉サービスについてご説明します。

◆障がい福祉サービスのしくみと利用方法について

障害者総合支援法による給付等の対象となる障がい者

身体障がい者

知的障がい者

精神障がい者

障がい児

*難病等により一定の障がいがある人についても対象となります。

申請からサービスを利用するまでの流れをご説明します。みなさんに必要なサービスを提供できるよう町や事業者がお手伝いします。申請は役場健康福祉課又は総合支所健康福祉課で行います。障害者支援施設等に入所している人は入所前に住んでいた市区町村に申請します。

1 相談

町、または指定特定相談支援事業者にご相談します。サービスが必要な場合、申請します。
*指定特定相談支援事業者についてはお問い合わせください。

2 申請

支給の申請を行うと、現在の生活や障がいの状況についての認定調査が行われます。

3 審査・判定

調査の結果をもとに、審査・判定が行われ、どのくらいサービスが必要な状態か決められます。

4 認定・通知

指定特定相談支援事業者等が、利用者の希望などを考慮にしたサービス等利用計画案を作成します。それらを踏まえ、サービスの支給量などが決まり、受給者証が交付されます。

5 事業者と契約

サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。

6 サービス利用

サービスの利用を開始します。

※介護保険法の規定により同様のサービスを受ける事ができる方は、介護保険制度によるサービスが優先となります。
*来月、再来月号（2月号・3月号）ではサービスの内容について、4月号ではサービスを利用した時の費用についてご説明します。

問い合わせ先

●山都町役場 健康福祉課 72-1229
●清和総合支所 健康福祉課 82-2111
●蘇陽総合支所 健康福祉課 83-1111

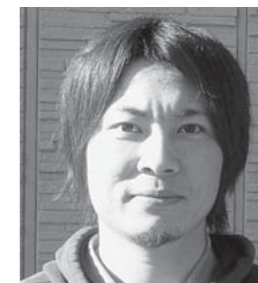
頑張る“わきゃもん”

～山都町の明日を担う農業者にお話を聞きました～



梶原 裕己さん
(貫原・22歳 就農2年)

農業大学校卒業後、研修を経て現在就農2年目です。酪農主体で経営していますが、これからは黒牛の繁殖に切り替えたいと思っています。いずれ50～60頭規模まで拡大し、人工授精で受胎率100%を目指して頑張りたいです。



田中 雄樹さん
(米迫・26歳 就農3年)

青年就農給付金で家族経営から独立して、ミニトマトを栽培しています。夏秋トマトなので暑さとの勝負ですが、良いトマトが収穫できたときはとても嬉しいです。これからも安心安全で高品質なトマト作りを目指して、また、祖父母孝行ができるよう、日々奮闘していきたいと思っています。

☆渡邊次利委員より一言

地域の担い手として、日々酪農業を頑張っておられます。これからも自分の目標に向かって頑張れ！

☆立田義一委員より一言

3人の子どもの良きパパであり、父親の忠さんとは良きライバルとして、トマト作りを頑張っておられます。

YOU&YOU30組目となる橋本征治さん・えみさんご夫婦の結婚披露宴が11月23日（日）に執り行われました。お二人は、平成24年11月に実施した湯布院1泊交流会で出会い、翌年2月から交際がスタート。交際から、ちょうど1年目となる平成26年2月10日に入籍されました。今回めでたく披露宴を迎えられ、親族、友人の皆様の温かい祝福の声に包まれていました。お二人の末永い幸せを心から願っております。



橋本征治さん・えみさん

成婚30組目のご夫婦をご紹介します

YOU&YOU通信

Vol. 91

●問い合わせ先
YOU&YOU事務局
(役場 総務課) 下田・吉田
【専用電話】
090-9565-9589
【専用アドレスPC】
marriage.support@town.kumamoto-yamato.jp
【専用アドレス携帯】
you_and_you@docomo.ne.jp

クリスマスリース作り
とがあり、それぞれの個性がた作品が出来上がりました。出来上がったリースを家に飾ってもらったときに、この交流会での出合いを思い出していただけたらうれしいですね。その後は場所を移動し、懇親会を行いました。食事をしながらゆっくりと話せる時間を過ごし、距離が少し縮まった印象でした。これからの展開に期待したいところです。



完成しました！

